

令和5(2023)年度調達等合理化計画の自己評価

1. 令和5年度調達等合理化計画における実施状況

○重点的に取り組む分野

	調達等合理化計画	評価指針	自己評価
(1)適正な調達手段の確保	<p>合理的な方式による契約手続を推進及び良質かつ適正な価格での契約</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を重視するため、研究開発業務の特殊性を考慮し、随意契約基準要件(特命クライテリア)に基づき、適切に判断の上、公平性・透明性を確保しつつ随意契約を含めた合理的な方式による契約手続を推進するとともに、経済性の観点からもコスト削減に努め、良質かつ適正な価格での契約に資する。</p>	-	<p>・研究開発業務を考慮した合理的な契約手続として、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、研究開発に係る設備機器の特殊性や互換性の確保、特殊な機器の買入れ等を理由とした特命クライテリアを適用した競争性のない随意契約を、契約審査委員会において厳正な審査を行った上で、230件(全契約件数の5.4%)実施した。</p> <p>・契約審査委員会における客観性、透明性及び公平性を更に向上させることを目的に、民間から専門的知見を有する外部委員2名を増員の上、審査機能の強化を図った。当該委員会において、随意契約要件(特命クライテリア)の適用及び合理的な契約方式の審査を実施した(812件)。</p> <p>・契約請求現場に対し、契約知識を普及させる活動として説明会等を実施し、コスト削減に係る意識の向上や適正な契約に向けた知識の共有を図った。</p>
	<p>合理的な契約手続の推進</p> <p>専門性や特殊性により2か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件については、装置及びデータ等の互換性や特殊技術等が必要など一定の条件を付した上で、契約審査委員会での厳正な審査を受け、競争性のある契約(確認公募)に移行することにより、競争性及び透明性を確保しつつ、合理的な契約手続を推進する。</p>	-	<p>・専門性や特殊性により2か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件については、装置及びデータ等の互換性や特殊技術等が必要など一定の条件を付した上で、契約審査委員会において、競争環境が整う見込みがないと判断した契約24件を、競争性のある随意契約(確認公募)に移行した。</p> <p>上記4点の取組により、合理的な契約方式を推進し、適正価格での契約に努めた。</p>
	<p>業務の切り分けに係る検証の実施</p> <p>一者応札・応募については、以下の新規参入を増やすための各種取組を引き続き工夫して実施するとともに、更なる競争性の拡大を目指し、専門性を有しない一般的な業務と専門性や特殊性のある業務の切り分けに係る検証を実施する。</p>	-	<p>・令和6年度に予定されている保守点検等の契約について、新規参入を図り、より一層競争性を拡大する目的で、一般的な業務と専門性を必要とする業務を切り分けて契約することが可能か検証した。検証した結果として、切り分けによる効果は認められないとの判断に至っているが、今後も継続して各契約の最適発注単位を検証していく。</p>
	<p>更なる契約の適正化</p> <p>複数者が応札している契約案件のうち、落札率が100パーセント等、高落札率となっている案件については、実質的な競争性が確保されているのかを確認するために契約監視委員会において事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。</p>	-	<p>・高落札案件については、契約監視委員会において、個別案件毎に事後点検を実施した。また、同委員会において、更なる契約の適正化に向けた改善提案を受けたものについては、その改善に向けた対応の方向性及び具体的対応方法を検討の上、改善を進めた。課題が残る案件もあることから、継続して改善に努めることとする。</p>
	<p>(主な取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間発注計画の作成及びホームページ掲載</li> <li>・応札しなかった企業へのアンケートの実施</li> <li>・一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施</li> <li>・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検</li> <li>・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。)</li> <li>・入札手順を解説した「入札参入ガイド」の効果的な周知 等</li> </ul>	<p>研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続の現況、応札者拡大のための各種取組の着実な実施</p>	<p>計画に示す6つの取組を適宜実施したところであり、主な内容の詳細は以下のとおり。</p> <p>・アンケート(有効回答数:175件)では、原子力施設の特殊性を理由とした回答の割合は、前年度に比べ減少傾向(9.4%→6.5%)にあることが確認できたことから、受注者を限定するような仕様書が改善されてきているといえる。一方、必要な人員体制、機材及び資材の確保が困難であることを理由とした回答が全体の31%を占めており、国際的な原材料価格の上昇や、円安による海外からの輸入コストの増加に伴う物価高騰等が影響していると考えられる。</p> <p>また、計画にはない新たな取組は以下のとおり。</p> <p>・契約請求現場に対し、契約知識の普及活動を展開した(12箇所)。</p>

(2)合理的調達に関する取組	①環境負荷の少ない物品等の調達 環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。	-	・物品等の選定に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等品の調達に努めるなど、環境負荷の少ない物品等の調達を継続して実施した。
	②適切な発注単位の調達 一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。	一括調達及び最適な発注単位での調達を実施	・コピー用紙、ガス類、拠点・施設の電気需給契約及び機構内で幅広く使用されているソフトウェアライセンス(Adobe Acrobat)の一括調達を継続して実施し、契約の合理化及び効率化を図った。 ・上記(1)で記載したとおり、業務の切り分け検証を実施した。今後も継続して最適な発注単位での契約に努める。
	③IT化推進 契約業務の効率化及びコスト削減に資するものとして、契約手続に係る電子決裁や電子情報による文書保存等も含めシステム全般のIT化推進の検討を進める。	IT化推進の検討結果	・令和5年度におけるIT化の取組として、①電子契約、②電子情報による文書保存の2つのシステムを導入した。また、契約手続の電子決裁化に向け、仕様検討等を進め、発注仕様書の調整を行ったところであり、次年度導入を予定している。システム導入に当たり、部内ワーキンググループを活用し、懸案事項の解消に努めた。
(3)機構契約の調達機能向上	①プロジェクト参画型調達 機構における各プロジェクトの契約に関し、契約部門として請求部門等と一体となった対応を図り、より一層実効的かつ機動的に業務を進め、仕様等検討の初期段階から技術的議論・検討に参画し、必要な契約的観点をプロジェクトに反映するとともに、エンジニアリング的な観点も踏まえた契約を進める。	役割を最大限発揮する体制への見直し	・機構における重要プロジェクトの契約を専属的に対応するための組織を新規に発足し、「常陽」運転再開や新試験研究炉等のプロジェクトに係る契約について、請求部門と密にコミュニケーションを図り、円滑な業務遂行を実施したところである。特に、「常陽」運転再開プロジェクトにおいては、契約部職員が契約請求部門における議論へ参画し、更には現場に常駐して、現場の状況を迅速且つ的確に捉えたことにより、遅滞なく計画に沿った契約手続を進めることが出来た。
	②契約に係る知識啓発活動 「契約手続は請求部門が参考見積書を徴取するところから始まっている」という観点の下、請求部門においても契約に係る知識、禁止された行為、振る舞い、必要な情報を認識する必要がある。これらを「ラージ契約部」と称して請求部門と契約部門が一体となって契約を進めることとし、機構契約の調達機能向上に資するための必要な事項として、「契約手続に係るガイドライン」、「参考見積徴取に係るガイドライン」、「契約実績データベースの充実化及び利便性の向上に係る取組」及び「契約条項ガイドブック」を請求部門へ展開し、機構全体への知識の浸透を図る。	契約に係る知識の浸透	・機構契約の調達機能向上に資するための必要な事項として、「契約手続に係るガイドライン」、「参考見積徴取に係るガイドライン」、「契約実績データベースの充実化及び利便性の向上に係る取組」及び「契約条項ガイドブック」の4つの活動を展開した。一方的な発信にならないよう、契約請求部門に対面で説明会を実施したことにより、請求部門から積極的な質問や発言がある場となり、知識啓発活動の一助となった。
(4)職員等のスキルアップ	①契約部門職員の研修 契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を実施するとともに、外部講習会等を積極的に活用し、契約における注意点や重要視すべき内容、取引先との的確な交渉、契約に係るリスク管理等に関する知識の習得等を目指す。	契約初任者研修・契約実務者研修の実施回数及び外部講習への参加1回以上/年	・社内の契約業務に携わる者の中から講師を選出し、初任者研修(11月)及び実務者研修(12月)を実施した。 ・民間の調達や購買のあり方を学ぶ任意の勉強会を毎週水曜日に開催した。多数の受講者のうち、積極的に資格を取得する者も増加し、着実にスキルアップが図られた。 ・外部セミナー(14種類)の積極的な受講を推奨し、28名が受講した。受講後には、社内で報告会を実施した。
	②eラーニングを用いた教育 全職員を対象とした契約業務の現状と課題に関する基礎的内容のeラーニングを実施するとともに、契約業務に対する認知度を測るためのアンケート等を実施する。	-	・機構の全従業員を対象に、「契約業務の現状と課題について」「官製談合の防止に向けて」の2コースのe-learningを実施し、不正防止等についての知識習得を図った。
(5)契約手続の適正性・コスト削減のための機能強化	個別の契約案件のヒアリング及び幹部同士の意見交換 予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、予算編成との整合性確認、契約ヒアリングによる契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化の確認を実施する仕組みの下、個々の契約案件についてヒアリングを実施し問題意識の共有を図るとともに、契約部門と研究開発部門の幹部による契約業務に関する課題等について意見交換を実施し連携を深める。	契約ヒアリングの実施によるコスト削減効果、研究開発部門との意見交換の実施12回以上/年	・7月に組織改正を実施した。これにより、各契約担当者が仕様の初期段階から参画することが可能となり、契約面からの指摘や提案が各契約に反映された。 ・4月から9月にかけて、契約部幹部と全拠点の所長等幹部との間で、契約業務に関する課題等の意見交換を実施した(計10回)。

○調達に関するガバナンスの徹底

	調達等合理化計画	評価指針	自己評価
(1) 契約審査に関する内部統制の徹底	<p>審査委員会と契約審査役による事前点検</p> <p>随意契約を締結することとなる案件について、機構内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。また、現行審査の実施と並行して、一般競争契約について、「契約審査役」による仕様書及び入札条件等の事前点検を実施する。</p>	<p>契約審査委員会による少額随意契約基準額超の随意契約全件の点検、契約審査役による一般競争契約の点検</p>	<p>・契約審査委員会については、前述の(1)適正な調達手段の確保に記載のとおり。</p> <p>・契約審査役による事前点検については、132件実施した。</p>
(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組	<p>不正防止の取組み</p> <p>調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。</li> <li>・懸案事項の発生、規程等の改正の際は、綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施することにより、契約業務に係る情報の共有化を徹底する。</li> <li>・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。</li> <li>・請求部門に対し、参考見積徴取時の禁止行為、役務契約等における新たな検収ルール等について説明を行い、不正防止に係る意識の強化を図る。</li> <li>・全職員に対して研究不正防止及び官製談合の未然防止並びに検収不正防止の観点からeラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。</li> </ul>	-	<p>計画に示す5つの取組を実施した。主な内容の詳細は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自組織の内部統制を強化し、業務の適正かつ効率的な執行、透明性の確保及び規律の維持に寄与するため、契約内の自主監査を実施した。監査においては、契約部長が自ら選定した事項及び監査室長が指定する事項として、令和4年度中の外部提出文書と決裁文書との整合確認を実施するとともに、契約部長が全職員に訓示を行うことにより、不正防止に係る意識啓発を図った。</li> <li>・不正防止の取組について、情報の共有と意識醸成を図るため、全拠点契約担当課長会議を実施した。会議においては、不正行為の具体的な事案を検証し共有を図るとともに、各拠点の実施内容等を確認し、機構全体での不正防止に係る取組を推進した。</li> <li>・前述の(3)機構契約の調達機能向上に記載の知識啓発活動において、契約手続における禁止行為等の説明も実施し、不正防止に係る意識の醸成を図った。</li> </ul>
(3) 利害関係者等との接触に関する取組	<p>利害関係者等との接触</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。 非公開の業務情報の漏洩や外部からの疑義等のリスクを回避するため、部外者の執務エリアへの立入禁止の徹底や部外者との面談挨拶等は執務エリア以外で行うなど入室管理の徹底を図る。 また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。 「利益相反マネジメント規程」に基づき、機構役職員の利益相反による弊害を未然に防止するなど、利益相反マネジメントを適切に行う。 これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているかなどについて、引き続き監視・検討していく。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利害関係者等と機構職員が契約手続等に関して接触した場合は、接触記録を作成し、四半期ごとに機構ホームページにて公表した。</li> <li>・部外者受付専用ブースをエントランスに設け、部外者の執務エリアへの立入制限を厳格化した。</li> <li>・機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口(弁護士事務所)及び離職役職員以外からの不正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度の運用を継続した。</li> </ul>

2. 令和5年度調達等合理化計画における自己評価

以上の各種取組については、一定の成果が認められるとともに、適切な運用が行われているものの、引き続き、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施に向けて、契約監視委員会の点検を受け、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。